

取扱い金融機関（各本支店）

〈令和8年4月1日現在〉

指定金融機関

埼玉りそな銀行

収納代理金融機関

りそな銀行	飯能信用金庫
武蔵野銀行	青梅信用金庫
東和銀行	中央労働金庫
埼玉縣信用金庫	いるま野農協

東京都（島しょを除く）・山梨県・及び関東各県の各ゆうちょ銀行・郵便局
※年度途中に変更する可能性があります。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

東京都（島しょを除く）・山梨県・及び関東各県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」を当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様
郵便局長様

狭山市長

小谷野



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知いたします。

認可番号	貯業1第3377号
口座番号	00100-8-960121番
加入者名	埼玉県狭山市会計管理者
取りまとめ局	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター